第十四条の表都道府県知事の項の次に次のように加える。

指定都市の長	法第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三項、第四十条並びに第四十五条の規定による処分（法第二十条第一項並びに第四十五条の規定による処分で海域に係るものを除く。）並びに法第十二条の二第二項及び第十六条の規定による届出の受理	当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会
海上保安庁長官	法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による処分（海域に係るものに限る。）	海上保安庁長官

第十五条の表以外の部分中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加え、同表都道府県公安委員会の項及び海上保安庁長官の項を次のように改める。

都道府県公安委員会	法第八条、第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第十七条第三項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十一条第五項、第三十四条第一項若しくは第二項、第四十四条又は第四十五条の規定による都道府県知事の処分	当該都道府県公安委員会を所轄する都道府県知事
	法第八条、第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第十七条第三項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十四条第一項若しくは第二項、第四十四条又は第四十五条の規定による都道府県知事の処分	当該処分の権限を有する指定都市の長
	法第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による地方運輸局長の処分（湖沼河川にある係留船に係るものに限る。）	当該係留船の所在地を管轄する地方運輸局長
海上保安庁長官	法第二十五条第三項の規定による都道府県知事の処分	当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する都道府県知事
	法第二十五条第三項の規定による指定都市の長の処分	当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する指定都市の長
	法第四十四条又は第四十五条の規定による経済産業大臣の処分	経済産業大臣
	法第四十四条又は第四十五条の規定による都道府県知事の処分	当該処分の権限を有する都道府県知事
	法第四十四条又は第四十五条の規定による指定都市の長の処分	当該処分の権限を有する指定都市の長

第十六条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一項を次のように改める。

法に規定する主務大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一　火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第三条、第八条、第九条第三項、第十条第一項及び第二項、第十五条第一項から第三項まで（第一項ただし書の指定に係る部分及び第二項第二号の認定に係る部分を除く。）、第十六条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第三十条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項（同項第一号の指定に係る部分及び同項第二号の認定に係る部分を除く。）及び第三項、第三十五条の二第二項から第四項まで、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三の十並びに第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

二　火薬庫に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該製造所が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

三　販売業者に関する法第四十二条、第四十四条及び第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該販売業者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該販売業者の販売所が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

四　法第三十条第二項の消費者に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該消費者の消費場所を管轄する都道府県知事

ロ　当該消費者の消費場所が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

五　法第四十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（製造業者に関するものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　法第四十五条各号に規定する者の販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所、保管場所その他の火薬類の所在場所を管轄する都道府県知事

ロ　法第四十五条各号に規定する者の販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所、保管場所その他の火薬類の所在場所が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

第十六条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第十七条第四項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2　この政令の施行前にこの政令による改正前の火薬類取締法施行令（次項において「旧令」という。）第十六条第一項の規定により都道府県知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同条第一項の規定により都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてこの政令による改正後の火薬類取締法施